●●●●●●●●●●●●●●●●●●（物件名）の賃貸取引に係る

重要事項説明書等（宅地建物取引業法第35条、第37条に規定する書面）

の電磁的方法による交付の社会実験実施に関する同意書

掲題の取引に関し、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明について、ＩＴを活用した方法により実施すること及び重要事項説明書等の電磁的方法による交付の方法により実施することを、別添の各項目について理解の上、同意いたします。

社会実験実施登録事業者

　　　　年　　月　　日

登録事業者： ××××××××不動産株式会社

代表取締役社長

重要事項説明者

　　　　年　　月　　日

登録事業者： ××××××××不動産株式会社

宅地建物取引士：

説明の相手方

　　　　年　　月　　日

（説明の相手方氏名）

重要事項説明書等の電磁的方法による交付の

社会実験実施に係る同意事項

別添

作成者

（登録事業者名）

（宅地建物取引士名）

１．重要事項説明書等の電磁的方法による交付の社会実験の位置づけ

①　本重要事項説明は、国土交通省の定める「賃貸取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験のためのガイドライン」に則り、ＩＴ重説を前提とした社会実験として実施されます。

②　本社会実験は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に定められている新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）を活用して実施されます。

③　社会実験として実施されるため、重要事項説明書等の電磁的方法による交付の社会実験実施中の状況は、登録事業者において録画・録音されます。

④　前項で取得した録音・録画データ・記録媒体については、社会実験の実施期間中、登録事業者において管理いたします。また必要に応じて、国土交通省に提出いたします。

⑤　社会実験の効果評価を行うため、説明の相手方には、説明直後に**アンケート調査にご協力いただく必要があります。**またその結果については、国土交通省に提出されます。

２．重要事項説明書等の電磁的方法による交付の社会実験の実施方法について

①　重要事項説明書等の電磁的方法による交付の社会実験は、説明を行う宅地建物取引士及び説明の相手方の双方の同意の上で実施されます。従って重要事項説明書等の電磁的方法による交付に基づく重要事項説明は、説明を行う宅地建物取引士及び説明の相手方の双方が選択した場合にのみ実施されます。

②　重要事項説明書等の電磁的方法による交付に基づく重要事項説明を開始した場合であっても、２．①に示す同意を双方のいずれかにおいて撤回することが可能です。この場合、改めて書面により、重要事項説明を行います。

③　２．①の同意にかかわらず、重要事項説明書等の電磁的方法による交付の社会実験の開始後にトラブル等が生じた場合には、重要事項説明を中止することができます。中止後の実施方法については、両者で改めて協議の上、決定します。

３．活用する電子署名サービス等について

①　重要事項説明書等の電磁的方法による交付の社会実験において、電子署名等を講じるために用いるサービスについては、以下のものを使用します。

（重要事項説明書等の電子ファイルに対して、電子署名等を講じるのに用いるアプリケーション名またはサービス名）

（電子署名等を講じた電子ファイルを閲覧するのに用いるアプリケーション名またはサービス名）

（重要事項説明書等の電磁的方法による交付を行う方法等）

②　上記方法について必要な機器の準備等は、予め宅地建物取引士及び説明の相手方の同意の上、行います。

③　登録事業者が用意した機器、アプリケーション等について、説明の相手方において不明が生じた場合には、登録事業者の責任において対応することとします。

④　登録事業者が用意した機器、アプリケーション以外の機器等について、説明の相手方において不明が生じた場合には、説明の相手方の責任において対応することとします。

４．個人情報保護について

①　説明の相手方に関する個人情報については、登録事業者が定める個人情報保護に関する規程に則り、取得され、利用、管理いたします。

②　３．①にかかわらず重重要事項説明書等の電磁的方法による交付の社会実験において取得される録画・録音、アンケートについては、その利用を社会実験の効果検証の目的のために限定し、国土交通省のみに提供され、他の第三者には提供されません。

③　重要事項説明書等の電磁的方法による交付の社会実験において取得される録画・録音については、説明の相手方の求めに応じて、登録事業者から説明の相手方に、別途定める方法により提供されます。

④　説明の相手方が、重要事項説明を行う宅地建物取引士の同意なくして、重要事項説明の状況の録画・録音は行うことは禁止します。

⑤　重要事項説明書等の電磁的方法による交付の社会実験において発生する情報には、説明の相手方の個人情報のほか、説明する宅地建物取引士、第三者の個人情報や機微情報等を含みます。従って説明の相手方においても、個人情報保護等の観点から、これらの情報については、宅地建物取引士の同意なくして第三者（家族等は除く）への提供や、公開は行わないこととします。またその管理は、第三者等に漏えいしないよう、適切な管理を行うこととします。

以上